

(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)
第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(港湾法の一部改正)

第六条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

第五十五条の二第二項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項若しくは第三十八条第一項」に改める。

第五十六条の三第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第七条 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改め、同条第五項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百二十五条の見出しを「（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の特例）に改め、同条第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第三項」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第三項」に改める。

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)

第九条 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和七年六月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第六十号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

第一条 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項第一号中「この項、第十二条、第二十四条の五及び第三十七条」を「第三十七条の二まで」に改める。

第十二条第一項中「（自らの事業に關して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。第二十四条の五において同じ。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に關して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）

二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者

三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

（真荷主から引き受けた貨物の運送に係る二以上の段階にわたる委託の制限）

第二十三条の四 一般貨物自動車運送事業者は、第十二条第二項に規定する真荷主（第二十四条の五において単に「真荷主」という。）から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないので貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。以下この条において同じ。）を利用するときは、当該貨物の運送について当該他の貨物自動車運送事業者からの二以上の段階にわたる委託を制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十四条第一項中「一般貨物自動車運送事業者は」を「前条に定めるもののほか、一般貨物自動車運送事業者は」に改め、「（次条及び第二十四条の三において「健全化措置」という。）」を削り、同項第三号中「他の一般貨物自動車運送事業者が更に」を「貨物の運送について当該」に、行う運送を利用する場合に「を」を「からの」に改める。

第二十四条の二第二項中「健全化措置」を「第二十三条の四の措置及び前条第一項各号に掲げる措置（次項及び次条において「健全化措置」という。）」に改める。

第二十四条の五第一項中「第六項」を「第五項」に改め、同項第一号中「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三十五条第六項中「第四項まで及び第六項」を「第三項まで及び第五項」に改める。

第三十六条第二項中「第二十四条の五第四項」を「第二十三条の四、第二十四条の五第三項」に改める。

第三十七条を次のように改める。

（第一種貨物利用運送事業者に関する特例）

第三十七条 第十二条、第二十三条の四から第二十四条の五まで（第二十四条の三第二項、第二十四条の四第一項及び第二項並びに第二十四条の五第四項を除く。）並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は第一種貨物利用運送事業者について、第二十四条の三第二項並びに第二十四条の四第一項及び第二項の規定は第一種貨物利用運送事業者が選任した運送利用管理者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項	貨物の運送	貨物の運送（自動車を 사용하지 ないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）
---------	-------	---

第二十三条の四	他の貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者
第二十四条第一項	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者
第二十四条第二項	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は第一種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法第二十七条に規定する第一種貨物利用運送事業者をいう。)
第二十四条第三項	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者
第二十四条第二項ただし書	行う一般貨物自動車運送事業者	行う一般貨物自動車運送事業者又は第一種貨物利用運送事業者
第二十四条第三項	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者
第二十四条の二第一項	貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者(その行う貨物自動車利用運送を除く。)	第一種貨物利用運送事業者(一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。))を利用してする貨物の運送
第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四條の三第一項及び第三項並びに第二十四條の四第二項から第四項まで	特別一般貨物自動車運送事業者	特別第一種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第一項から第三項まで	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者

2 第二十四条の五第三項及び第四項の規定は、前項において準用する同条第一項の実運送体制管理簿に係る貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、第二十四条の五第四項中「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「他の貨物自動車運送事業者又は第一種貨物利用運送事業者」と、第二項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)

3 第二十四条の五第三項の規定は同条第一項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)

第二十四条の五第三項	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第四項	他の貨物自動車運送事業者	第一種貨物利用運送事業者

第三十七条の二第二項中「受けた者」の下に「(次項及び第五項において「第二種貨物利用運送事業者」という。))を加え、同条第三項前段中「第十三条」を「第十二条、第二十三条の四から第二十四条の五まで(第二十四条の三第二項並びに第二十四条の四第一項及び第二項を除く。))並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は第二種貨物利用運送事業者について、第十三条に、「第三十三条」を「並びに第三十三条」に改め、「並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項」を削り、「運行管理者について」の下に「第二十四条の三第二項並びに第二十四条の四第一項及び第二項の規定は第二種貨物利用運送事業者が選任した運送利用管理者について」を加え、同項後段を次のように改める。

第二十三条の四	貨物の運送	貨物の運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)
第十二条第二項	貨物の運送	貨物の運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)
第二十四条の五第三項	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第四項	他の貨物自動車運送事業者	第一種貨物利用運送事業者
第二十四条第二項	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条第二項ただし書	行う一般貨物自動車運送事業者	行う一般貨物自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者
第二十四条第三項	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の二第一項	貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者(その行う貨物自動車利用運送を除く。)	第二種貨物利用運送事業者(一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。))を利用してする貨物の運送

第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四條の第三項並びに第二十四條の第四項から第四項まで	特別一般貨物自動車運送事業者	特別第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第一項	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第一項から第三号まで	貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第二項及び第三項	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第四項	他の貨物自動車運送事業者	他の第二種貨物利用運送事業者
第三十三条	当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三條の許可を取り消すことができる	当該事業のための使用の停止を命ずることができる

第三十七條の二に次の二項を加える。

4 第二十四条の五第三項及び第四項の規定は、前項において準用する同条第一項の実運送体制管理簿に係る貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、第二十四条の五第四項中「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「他の貨物自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者（第三十七條の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。）」と、「第二項（第三十五條第六項において準用する場合を含む。）」又は前項（同条第六項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第三十七條の二第三項において準用する第二項又は同条第三項若しくは第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

5 第二十四条の五第三項の規定は同条第一項（第三十五條第六項において準用する場合を含む。）の実運送体制管理簿に係る貨物の運送を引き受けた第二種貨物利用運送事業者について、第二十四條の五第四項の規定は当該貨物の運送を第二種貨物利用運送事業者から引き受けた貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四条の五第三項	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者（第三十七條の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。次項において同じ。）」
第二十四条の五第四項	他の貨物自動車運送事業者	第二種貨物利用運送事業者
第三十七條の二第五項において準用する前項	第三十七條の二第五項において準用する前項	

第三十九條の二第五項第一号中「第二十四条第一項」を「第二十四条の二第一項」に改める。
第六十四條第一号中「第一種貨物利用運送事業者、貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者及び同法第四十六條第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。」を削る。

第六十五條の次に次の一条を加える。

第六十五條の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。

- 一 第三條の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
- 二 第三十五條第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
- 三 第三十六條第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者
- 四 第七十五條第六号から第八号までの規定中「第三十五條第六項、第三十七條第一項及び第三十七條の二第三項」に改め、同条第十二号及び第十三号中「第三十七條の二第三項」を「第三十七條第一項及び第三十七條の二第三項」に改め、同条に次の一号を加える。
- 十四 第六十五條の二の規定に違反して貨物の運送を委託したとき。

附則第一条の二に次の一条を加える。

（無許可経営等原因行為への対処）
第一条の二の二 国土交通大臣は、当分の間、貨物自動車運送事業者（第三十七條の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）以外の者による貨物自動車運送事業の経営（第六項において「無許可経営等」という。）の原因となるおそれのある行為（以下この条において「無許可経営等原因行為」という。）を荷主（第六十四條各号に掲げる者を含む。）その他の者（以下この条において「荷主等」という。）がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該荷主等に関する情報を提供することができる。

2 国土交通大臣は、当分の間、荷主等が無許可経営等原因行為をしていないおそれがあると認めるときは、当該荷主等に対し、無許可経営等原因行為をしないよう要請することができる。

3 国土交通大臣は、当分の間、荷主等が無許可経営等原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主等に対し、無許可経営等原因行為をしないよう勧告することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

5 関係行政機関の長は、荷主等による無許可経営等原因行為の効果的な防止を図るため、第二項及び第三項の規定の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。

6 地方実施機関は、当分の間、無許可経営等をする者に対する荷主等の行為が無許可経営等原因行為に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、その事実を国土交通大臣に通知するものとする。

第二条 貨物自動車運送事業法の一部を次のように改正する。

第一条中「の運営」を「についてこれに従事する者の労働環境の適正な整備に留意しつつその運営」に改める。

第五條第四号から第六号までの規定中「第三十五條第六項」を「第三十五條第八項」に改める。

第六條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十五條第一項の基準及び第二十五條第一項の基準を遵守してその事業を遂行することその他法令の規定を遵守してその事業を遂行することが見込まれること。

第六條の次に次の一条を加える。

（許可の更新）

第六條の二 第三條の許可は、国土交通省令で定めるところにより五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の許可の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「有効期間」という。）の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないときは、従前の第三條の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、第一項の許可の更新がなされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 国土交通大臣は、別に法律で定める独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）に、国土交通省令で定めるところにより、第一項の許可の更新に関する事務の一部を行わせることができる。

5 前三条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。

第九条の次に次の二条を加える。

（運賃及び料金に係る適正原価）

第九條の二 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課その他の事業の適正な運営の確保のために通常必要と認められる費用であつて国土交通省令で定めるものを的確に反映した積算を行うことにより、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価を定めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の原価（以下「適正原価」という。）を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（適正原価を下回る運賃及び料金の制限）

第九條の三 一般貨物自動車運送事業者は、前条第二項の規定による適正原価の告示があつた場合においては、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃及び料金が当該適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、前条第二項の規定による適正原価の告示があつた場合において、自らが引き受ける貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用するときは、その利用する運送に係る運賃及び料金が当該適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。

第二十四條の五第四項中「第三十五條第六項」を「第三十五條第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（労働者の適切な処遇の確保）

第二十四條の六 一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事業用自動車の運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。

第二十五條第一項第二号中「の納付」の下に、「適正原価を下回らない額での貨物の運送の受託及び委託、労働者の適切な処遇の確保」を加える。

第三十五條第三項に次の一号を加える。

四 第八項において準用する第十五條第一項の基準及び第八項において準用する第二十五條第一項の基準を遵守してその事業を遂行することその他法令の規定を遵守してその事業を遂行することが見込まれること。

第三十五條第六項中「第九條の三、」を「第九條の三、及び第五項」の下に、「第二十四條の六」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項の許可は、国土交通省令で定めるところにより五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

6 第六條の二第二項から第四項まで及び第二項から第四項までの規定は、前項の許可の更新について準用する。

第三十六條第二項中「第十二條」を「第九條の三、第十二條」に改め、「第二十四條の五第三項」の下に「第二十四條の六」を加える。

第三十六條の二第一項第三号中「第三十五條第六項」を「第三十五條第八項」に改める。

第三十七條第一項の表以外の部分中「第十二條」を「第九條の三、第十二條」に改め、同項の表第十二條第二項の項の前に次のように加える。

第九條の三第二項

他の貨物自動車運送事業者

貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者（第十二條第二項第一号に規定する第一種貨物利用運送事業者をいう。）

第三十七條第二項中「第三十五條第六項」を「第三十五條第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「第三十五條第八項」を「第三十五條第六項」に改める。

同項の表第二十四條の五第四項の項中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第三十七條の二第二項中「第三十五條第六項」の下に「（第九條の二及び第九條の三を除く。）」を加え、「第三十五條第六項」を「第三十五條第八項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「第十二條」を「第九條の三、第十二條」に改め、「第二十三條の三」の下に「第二十四條の六」を加え、同項の表第十二條第二項の項の前に次のように加える。

第九條の三第二項

他の貨物自動車運送事業者

貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者（第三十七條の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。）以下第二十四條の五までにおいて同じ。）

第三十七條の二第三項の表第二十三條の四の項を次のように改める。

第二十三條の四

他の貨物自動車運送事業者

貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者

第三十七條の二第四項中「第三十五條第六項」を「第三十五條第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第五項の表以外の部分中「第三十五條第六項」を「第三十五條第八項」に改め、同項の表第二十四條の五第四項の項中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第六十條の二及び第六十五條第一項中「第三十五條第六項」を「第三十五條第八項」に改める。

第六十八條中「緊急調整区間の指定」の下に「第九條の二第一項の規定による適正原価の設定」を加える。

第七十條第四号及び第五号、第七十一條第一号、第七十四條、第七十五條第一号から第三号まで、第五号から第八号まで及び第十号並びに第八十一條第一号、第四号及び第五号中「第三十五條第六項」を「第三十五條第八項」に改める。

附則

附則第一条の三を削る。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五條及び第七條の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条及び附則第六條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（実運送体制管理簿の作成等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第三十七條第一項において準用する同法第二十四條の五第一項の規定は、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七條第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下この項において単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）が前条第二号に掲げる規定の施行の日（次項及び附則第六條において「第二号施行日」という。）以後に貨物自動車運送事業法第三十九條第一号に規定する貨物自動車運送事業者（次項において単に「貨物自動車運送事業者」という。）又は他の第一種貨物利用運送事業者の行う運送（自動車を 사용하지ないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用した場合について適用する。

2 第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第三十七条の二第三項において準用する同法第二十四条の五第一項の規定は、同法第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者（以下この項において単に「第二種貨物利用運送事業者」という。）が第二号施行日以後に貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者の行う運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用した場合について適用する。（許可の申請に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）前にされた第二条の規定による改正前の貨物自動車運送事業法（次条第一項において「旧法」という。）第三条又は第三十五条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際当該申請に対する処分がなされていないものに対する処分については、なお従前の例による。

（一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可の更新に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者は、施行日に第二条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法（以下この条において「新法」という。）第三条又は第三十五条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧法第三条又は第三十五条第一項の許可に条件が付されているときは、当該条件は、新法第三条又は第三十五条第一項の許可に付されたものとみなす。

2 前項の規定により新法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る施行日後の最初の更新については、新法第六条の二第一項中「五年ごと」とあるのは「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）附則第四条第一項の規定により第三条の許可を受けたとみなされた日から起算して二年を経過した日から七年を経過する日まで」の間において国土交通省令で定める日まで」と、新法第三十五条第五項中「五年ごと」とあるのは「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により第一項の許可を受けたとみなされた日から起算して二年を経過した日から七年を経過する日まで」の間において国土交通省令で定める日まで」とする。

（運輸審議会への諮問に関する経過措置）

第五条 国土交通大臣は、この法律の施行前においても、第二条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第九条の二第一項の原価の設定のために、運輸審議会に諮ることができる。

（調整規定）

第六条 第二号施行日が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以前である場合には、同日の前日までの間における第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項の規定の適用については、同法第三十七条第一項の表以外の部分中「及び第二項並びに」とあるのは「及び」と、並びに第二十四条の四第一項及び第二項とあるのは「及び第二項並びに」と、同項の表第二十四条の二第二項及び第三項、第二十四条の三第一項及び第三項並びに第二十四条の四第二項から第四項までの項中「から第四項まで」とあるのは「及び第三項」と、同法第三十七条の二第三項の表以外の部分中「並びに第二十四条の四第一項及び第二項」とあるのは「及び第三項」と、同法第三十七条の二第三項の表以外の部分中「並びに第二十四条の四第一項及び第二項」とあるのは「及び第三項」と、同項の表第二十四条の二第二項及び第三項並びに第二十四条の四第二項から第四項までの項中「から第四項まで」とあるのは「及び第三項」とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第八条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一第百二十五号四中「の一般貨物自動車運送事業の許可」の下に「（更新の許可を除く。）」を加え、同号四中「の許可」の下に「（更新の許可を除く。）」を加える。

（貨物利用運送事業法の一部改正）

第九条 貨物利用運送事業法の一部を次のように改正する。
第三十三条第三号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第十条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。
第十七条の五十五第三項第五号中「第三号」を「第三号の二」に改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第十一条 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。
第三十三条第三項第五号中「第三号」を「第三号の二」に改める。

内閣総理大臣 石破 茂

財務大臣 加藤 勝信

国土交通大臣 中野 洋昌

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年六月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第六十一号

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。）の適正化のための体制の整備等の推進に関し、基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。（基本理念）

第二条 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進は、物資の流通が国民生活及び経済活動の基盤であり、その中核的な役割を果たす貨物自動車運送が将来にわたって輸送需要に対応した適正な輸送力を確保することの重要性に鑑み、貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業の用に供する自動車の運転者の経済的社会的地位の向上その他貨物自動車運送事業の適正化を図り、もって我が国における持続可能な物資の流通の確保及び国民経済の健全な発展に寄与することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（基本方針）

第四条 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 次に掲げる貨物自動車運送事業の適正化に関する業務を一の独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）に行わせるとともに、当該業務がその独立行政法人により適切かつ効率的に実施されることとなるよう、必要な体制の整備を行うこと。

イ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業（それぞれ貨物自動車運送事業法第二条第二項及び第三項に規定する一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業をいう。）の許可の更新に関する事務の一部であつて、独立行政法人に行わせることが適当なものの

口 貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業の用に供する自動車の運転者の経済的地位の向上その他貨物自動車運送事業の適正化並びにこれらを通じた将来にわたる貨物自動車運送に係る輸送需要に対応した適正な輸送力の確保その他の持続可能な物資の流通の確保に資する取組への支援に関する業務

二 前号イ及びロに掲げる業務の費用に係る財源の確保について、次に掲げるところによること。
イ 独立行政法人に前号イに掲げる業務を行わせるために必要な費用は、国庫が負担することとし、その財源は、同号イの許可の更新に係る手数料による収入その他の収入を活用して、確保すること。

ロ 独立行政法人に前号ロに掲げる業務を行わせるために必要な費用を確保することができるよう、その財源について、貨物自動車運送事業の適正化とこれを通じた持続可能な物資の流通の確保を広く社会で支える観点から幅広く検討を行うこと。

三 第一号イ及びロに掲げる業務の適切な実施に資するよう、これらの業務の実施に係る収入及び支出の関係の明確化を図ること。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、前条各号に掲げる基本方針に基づく貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置について、この法律の施行後三年以内を目途として講じなければならない。

(物流政策推進会議)

第六条 政府は、前条の措置をはじめとする貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策その他の物資の流通に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設けるものとする。

2 前項の物流政策推進会議は、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣その他の関係する国務大臣及び公正取引委員会委員長をもって構成する。

3 国土交通省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、公正取引委員会その他の関係行政機関は、その職員、物資の流通の実務に関して十分な知識と経験を有する者その他の関係者によって構成する物流政策推進関係者会議を設け、第一項の物資の流通に関する施策に係る連絡調整を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 中野 洋昌
内閣総理大臣 石破 茂

公益通報者保護法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年六月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第六十二号

公益通報者保護法の一部を改正する法律

公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「公益通報者の解雇の無効及び」を削り、「第二十二号」を「第二十四号」に改める。

第一条中「公益通報者の解雇の無効及び」を削る。

第二条第一項中「次条第二号及び第六条第二号」を「次条第一項第二号及び第六条第一項第二号」に、「次条第三号及び第六条第三号」を「次条第一項第三号及び第六条第一項第三号」に改め、同項第二号中「第四条」を「第四号第一項第一号」に、「第四条及び第五号第二項」を「第四号第一項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者」を「派遣労働者(以下この号及び第十一号第二項において「労働者等」という。若しくは労働者等であった者又は特定受託業務従事者若しくは特定受託業務従事者)」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定受託業務従事者(特定受託業務に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第二項に規定する特定受託業務従事者に係る特定受託業務者(同条第一項に規定する特定受託業務者)をいう。以下同じ。)又は特定受託業務従事者であった者に業務委託(同条第三項に規定する業務委託をいう。以下この号及び第五号において同じ。)をし、又は当該通報の日前一年以内に業務委託をしていた事業者

第二条第三項第二号中「別表」を「この法律及び別表」に、「同表」を「この法律及び同表」に改める。

第二章の章名中「公益通報者の解雇の無効及び」を削る。
第三条の見出しを「(労働者に対する不利益取扱いの禁止等)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

前条第一項第一号に定める事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第三条第三号へ中「第六条第二号ロ」を「第六条第一項第二号ロ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定に違反して前条第一項第一号に定める事業者が行った解雇その他の不利益な取扱い(解雇以外の不利益な取扱いにあつては、懲戒(労働基準法第八十九条(第九号に係る部分に限る。))の規定に基づき事業者が就業規則に定めた制裁又は事業者と労働者との間の労働契約に定めた制裁をいう。)としてされたものに限る。次項及び第二十一条第一項において「解雇等特定不利益取扱い」という。は、無効とする。

3 公益通報者に対する解雇等特定不利益取扱いが第一項各号に定める公益通報をした日(前条第一項第一号に定める事業者が第一項第二号又は第三号に定める公益通報がされたことを知って当該解雇等特定不利益取扱いをした場合にあつては、当該事業者が当該公益通報を知った日)から一年以内(にされたときは、前項の規定の適用については、当該解雇等特定不利益取扱いは、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する。

第四条及び第五条を次のように改める。
(派遣労働者に対する不利益取扱いの禁止等)

第四条 第二条第一項第二号に定める事業者(当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けるものに限る。次項において同じ。)は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が前条第一項各号に定める公益通報をしたことを理由として、次に掲げる行為をしてはならない。
一 当該公益通報者に係る労働者派遣契約(労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。次項において同じ。)を解除すること。

二 前号に掲げるもののほか、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをすること。

2 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して第二条第一項第二号に定める事業者が行った労働者派遣契約の解除は、無効とする。